資料７

審議会運営上の申し合わせ（案）

１　環境審議会の公開及び傍聴時のルールについて

（１） 会議は原則公開とします。

※中野区環境審議会規則第4条第4項

審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（２）審議会開催時のルールについて

録音、録画、写真、ビデオカメラ、写真機能付き携帯電話等による撮影は原則不可とします。ただし、審議会が許可した場合はこの限りではありません。

２　議事録について

（１）事務局は議事録作成のため、レコーダーで録音します。

（２）委員の方に議事録（案）を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。

（３）議事録は会議資料も含めホームページで公開します。

（４）議事録の発言者氏名は原則として記載します。

３　その他

（１）審議会委員からの資料共有及び周知について

審議会において、諮問事項や当日の議事に照らして資料の配付を伴う情報共有がある場合、審議会開催の原則１０日前（区役所休業日の場合はその前日）までに事務局へ内容をメールでお知らせください。